

建築基準法等の一部改正のお知らせ

建築基準法が改正され、平成30年9月25日から一部施行されます。
また、法改正に伴い、関係する県条例(手数料徴収条例、建築基準条例)も改正されます。

建築基準法改正(平成30年9月25日施行分)の概要

- 接道規定に係る認定制度の新設(手続きの簡素化) <法第43条>
道路に2m以上接道しなければならない規定に関する特例について、現行の許可制度のうち、軽微なもの(※)について認定制度を新設し、手続きを合理化
※「軽微なもの」の例
 - 敷地が幅員4m以上の農道等に2m以上接している延べ床面積200㎡以内の一戸建ての住宅
 - 敷地が水路を挟んで幅員4m以上の道路(2項道路を除く)に2m以上接している延べ床面積200㎡以内の一戸建ての住宅(水路の占用許可が別途必要です。)
- 仮設建築物の存続期間の延長<法第85条>
国際的規模の競技会等で使用する仮設建築物について、存続期間を延長(現行1年以内→1年超も可)

関係する県条例の改正の概要

○静岡県手数料徴収条例

手数料名(新設)		金額
1	接道していない敷地に建物を建てる際の特例に係る新規認定制度の申請手数料	1件:27,000円
2	存続期間が1年を超え国際的規模の競技会等で使用する仮設建築物の建築許可申請手数料	1件:160,000円

(注)上記の手数料は、静岡県が特定行政庁の区域の手数料になります。

特定行政庁又は限定特定行政庁は事務権限があるため、各市で手数料を定めています。(限定特定行政庁は1の手数料のみ)

・特定行政庁:静岡市、浜松市、沼津市、富士市、富士宮市、焼津市

・限定特定行政庁:伊東市、御殿場市、裾野市、三島市、藤枝市、島田市、掛川市、袋井市、磐田市、湖西市

○静岡県建築基準条例

- ・条例の適用除外の対象に、存続期間が1年を超え国際的規模の競技会等で使用する仮設建築物を追加

静岡県 暮らし・環境部 建築住宅局 建築安全推進課
TEL: 054-221-3079、FAX: 054-221-3567